

「アートレンタルいしかわ」レンタル要項

1 目的

障害のある人のアート作品（複製画）を民間企業等に有償で貸し出すことで、県民の障害者アートに接する機会の拡大を図り、障害への理解促進や、障害のある人の自立と社会参加を促進し、共生社会の実現に努める。

2 事業概要

障害のある人が制作したアート作品を収集、登録する。登録作品の複製画を民間企業等へ有償で貸し出し、その料金の一部（月額 1,000 円／1 作品）を作品制作者に還元する。

(1) 貸与先

官公庁、民間企業、団体、個人 等

(2) 利用料金

月額 4,000 円／1 作品

※適格請求書（インボイス）の発行は対応していません

※クレジットカード決済は対応していません

(3) レンタル期間

1 か月～

(4) 作品交換

無料

※作品交換の受付は前回の作品展示から1か月以上経過後とします

※各作品の展示期間は1か月単位とします

(5) 作品サイズ

① A2 : 420 mm × 594 mm

② A3 : 297 mm × 420 mm

(6) フレーム

① A2 : 450 mm × 630 mm

② A3 : 330 mm × 452 mm

※フレームの色は白、ダークブラウンから選択可能

3 レンタルまでの手続き等

(1) 問い合わせ

ホームページ内のお問い合わせフォームから連絡する。

(2) 打合せ

事務局担当者と対面またはオンラインで打合せを行います。

希望作品や展示場所、レンタル期間、配送方法、要望等をお伺いし、申込内容を決定します。

申込内容が確定しましたら、見積書を提示します。

(3) 申込

見積書の内容に同意の上、事務局からデータで送る申込書に記名いただき、返信いただければ申込完了となります。

(4) 作品配送・レンタル開始

展示開始日までにレンタル作品を郵送または直接お届けします。

なお、貸出・返却に係る経費は利用料金に含めることとし、別途、送料の徴収は行いません。

ただし、県外への貸出・返却については郵送により対応することとし、送料は申込者の負担とする。

(5) 作品交換

作品交換は無料で承ります。

希望する場合はホームページ内のお問い合わせフォームへ連絡してください。

※作品交換の受付は前回の作品展示から1か月以上経過後とする

※各作品の展示期間は1か月単位とする

(6) 作品管理

レンタル期間中の作品及びその他備品の適切な管理を契約者に依頼する。

(7) 支払・作品返却

事務局が発行する請求書にて、指定期日までに事務局が指定する口座に振込むこと。

レンタル期間満了後1週間を目途に、作品を事務局まで返送すること。(返却セット一式は作品レンタル時に同封するため、保管しておく必要がある)

※請求書の発行時期は、契約者の都合により変更可能とする

4 留意事項

(1) 作品制作者への連絡

契約者と障害のあるアーティスト間での、直接の連絡及び取引は禁止としています。

連絡を希望する場合は、ホームページ内のお問い合わせフォームへ連絡してください。

(2) 著作権に係る制限等

作品の著作権はそのアートを制作したアーティストに帰属します。契約者は貸出中の作品を撮影すること及びその画像を各種メディア(SNS 含む)に投稿することができるが、契約者以外の方は個人利用に限り作品を撮影できるものとし、貸出中の作品の画像を各種メディア(SNS 含む)に投稿することはできないものとします。また、商業利用について、作品を利用した商品を作成することはできません。

著作権法に違反する行為を行った場合、他人の名誉または信用を毀損した場合、本サービスの利用に関わり第三者の権利を侵害した場合には、契約者が自らの責任において一切を解決してください。

(3) 契約解除

契約者が次のいずれかに該当する場合は、契約者に通知することなく、本契約を解除することができるものとします。

①契約者が契約を履行しないとき

②契約者が本要項の条項に違反したとき

③次の各号のいずれかに該当するとき

- ・契約者または契約者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等と認められるとき
- ・契約者の役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- ・契約者の役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

5 問い合わせ先

アートレンタルいしかわ事務局

(運営団体:特定非営利活動法人 地域支援センターポレポレ内)

〒920-1346 金沢市三小牛町イ3番地2